

## 契約の履行過程における債権者の責任（二）

——合意を基礎におく責任と合意とは異なる原理に基づく負担

小林友則

序章 問題の所在

第一章 民法の起草過程

第一節 旧民法における弁済の提供制度

第二節 現行民法四九二条の弁済の提供制度

第三節 民法四一三条の起草過程における債権者の責任

第四節 小括（以上、二四六号）

第二章 債権者の責任をめぐる日本の学説の展開

第一節 民法四一三条の法的性質をめぐる議論

第一款 法定責任説

第二款 債務不履行説

第三款 まとめ

第二節 結論の妥当性を追求する議論の展開

第一款 受領義務の存否に関する二者択一の議論から脱却する見解

第二款 要件面における一律性を回避する見解

第三款 まとめ（以上、本号）

第三節 受領遅滞を規律する統一的な法規範の構築を試みる議論

第四節 小括

第三章 履行の最終段階を規律するドイツ法上の制度

第四章 履行の中途段階を規律するドイツ法上の制度

第五章 結章

## 第二章 債権者の責任をめぐる日本の学説の展開

起草過程では、民法が受領遅滞の場合における債権者の責任をどのように規律するのか、必ずしも明確にされていないかった。このため、民法起草後、判例・学説において、受領遅滞の場合において債権者がどのような責任を負うのかを説明するための議論が展開されることとなる。

従来、受領遅滞における債権者の責任をめぐる議論においては、債権者の受領義務の存否が主たる争点となっており、学説の整理も主にこの観点から行われていた。しかし、受領遅滞の場合における債権者の責任の全体像を明らかにするにあたっては、債権者が受領義務を負うか否かを中心とした議論では限界があるように思われる。

そこで本章では、日本の学説について、受領遅滞において債権者が負う責任の体系をどのように構築してきたのかという観点から整理し、考察することで、受領遅滞における債権者の責任についての日本の議論の到達点と問題点を明らかにしたい。

債権者が負う責任の体系の構築という観点から整理するならば、受領遅滞における債権者の責任に関する日本の学説の展開は、次の三期に整理することができる。

まず、学説では、民法四一三条が債権者のどのような責任を問題とした制度であるか明らかではないとして、四一三条の法的性質をめぐる議論が展開され、法定責任説と債務不履行説が対立した。これが第一期である。もつとも、四一三条を法定責任と解した場合でも、債務不履行責任と解した場合でも、妥当な結論を得られない場合が存在した。このため、個別具体的な事案における妥当な結論を模索する議論が展開された。これが第二期である。しかし、この議論は受領遅滞の規律につき統一的な要件・効果論を放棄するものであった。そこで、近年、新たなパラダイムで受領遅滞を規律する法規範の構築を試みる議論が展開されるに至っている。これが第三期である。

本章では、この整理に基づき、日本の学説が受領遅滞における債権者の責任をめぐるどのような議論を展開し、その中で受領遅滞の場合に債権者が負う責任をどのような責任と考えたのか考察する。

なお、議論の展開を考察する上では、判例の考察も重要であるが、日本では受領遅滞の場合における債権者の責任を扱った判例が少ないため、以下では主として学説の議論につき考察する。

## 第一節 民法四一三条の法的性質をめぐる議論

民法は四一三条において債権者が受領を遅滞した場合における債権者の責任について規律しているにもかかわらず、民法四一三条が債権者のどのような責任を問題とした制度なのか、いかなる要件の下、どのような効果が生じるのかについて、その文言および立法過程では必ずしも明らかにされていなかった。このため、学説において、四一三条の法的性質が議論され、四一三条を債権者に法定の責任を課す制度であると解する法定責任説と、四一三条は受領義務違反に基づく債権者の債務不履行責任を問題とした制度であると解する債務不履行説が対立することとなった。

そこで以下では、法定責任説および債務不履行説が、民法四一三条の意義をめぐってどのような議論を展開したのか考察し、両説が受領遅滞の場合に債権者が負う責任をどのような責任と考えたのか明らかにする。

## 第一款 法定責任説

現行民法の制定直後は、民法四一三条を法定の責任を問題とした制度であるとする法定責任説の立場が多くの学者によって支持され、支配的となっていた。その中でも、現在の通説たる法定責任説が確立されるにあたって中心的存在となったのが、鳩山秀夫博士である。そこで以下では、鳩山博士の見解を中心に、法定責任説が民法四一三条の問題とする債権者の責任をどのような責任と考えたのかにつき考察していきたい。

（一）四一三条の意義

鳩山博士は、四一三条が受領遅滞に関する民法上の唯一の規定であり、それにもかかわらず受領遅滞によって債権者がどのような責任を負担するかを明らかにしていないとの認識のもと、これを解釈によって解決すべきとし、とりわけ債権関係の分析を中心に据えて四一三条の意義を検討する。<sup>①</sup>

（i）受領遅滞制度が置かれた根拠

鳩山博士は、債権関係は、一定の給付を内容とし、一定の目的のために存立するのであるから、永続的な関係ではなく、債務の履行により終了させるべき「限時的関係」であると指摘する。その上で、履行により債権関係を終了させることは、債権者にとって目的の達成を意味する一方で、債務者にとっては債務という拘束からの解放を意味するのであるから、適時に債務が履行されることに対して、債権者だけでなく、債務者も正当な利益を有するとする。

もともと、多くの場合、債務の履行は債権者の協力がなければ成立しない。このため、債権者が協力を行わない場合、債務者は履行期に履行を成立させることができず、債務から解放されるという債務者の利益は害されることになる。この点、債務者を債務から解放するための制度として供託や自動売却という制度も存在するが、両制度は利用できる場合が限られているため、これらの制度だけでは債務者の利益を十分に保護することはできない。

鳩山博士は、供託や自動売却といった制度によって債務者の利益を保護することができない場合においても、債務者を保護するために直ちに債権関係を消滅させることは不当であるとする一方で、債務者の危険と負担において債権関係を存続させることもまた妥当ではないとする。なぜなら、①債権者が受領していれば債務者は債

務を免れていたのであるから、債権者が受領しない場合に債務者に依然として危険と費用を負担させることは事に反し、また、②債務は履行期まで債務者を拘束するものであるため、債権者側の事情で履行期に履行が成立しない場合に、その遅延によって生じた危険や費用を債務者に負担させることは債権・債務の性質に反することになるからである。

鳩山博士は、民法が四一三条の受領遅滞制度を置いた根拠をこの点に求める。したがって、博士は、民法四一三条を、受領遅滞の場合には債務者の危険と負担とにおいて債権関係を存続させるべきではない<sup>(8)</sup>との考慮に基づいて、債務からの解放に対する債務者の利益を保護するための制度であると解していることになる。

(二) 債権者の受領義務の存否

鳩山博士は、民法四一三条が債務者の利益を保護するための制度であるとしても、債務者に履行する権利を認めることで債務者の利益を保護する制度、翻せば債権者の受領義務違反を問題とした制度と解することはできないと主張する<sup>(4)</sup>。博士はその理由を次のように説明する<sup>(5)</sup>。すなわち、権利を行使するか否かは原則として権利者の自由なのであるから、権利はその性質上、当然に行使する義務を伴うものではない。権利行使の義務を認めるためにはこれを義務とする特別な法律の規定が必要であるが、債権の行使を一般的に債権者の義務とする法典上の根拠は存在しない<sup>(6)(7)</sup>。

鳩山博士は、債権者が債権を行使するか否かは原則として債権者の自由であるという命題を次のように理論づける<sup>(8)</sup>。財産権の行使は確かに社会的利益と関係する。例えば巨万の富を有するものがこれを資金として利用することや、有益な著作をなせる者がその著作権を行使することは、社会的利益と関係している。この点、確かに、近世の法律は権利の社会的作用に着眼することも多い。しかし、国家は権利の行使が社会的利益に害を及ぼす場

合に限り、個々の法令によりその行使を制限するにとどまる。また、日本の近時の判例は権利の濫用を違法としているが、これと権利の行使を義務とすることは別個の問題である。日本の法令および判例は権利の行使を奨励することさえしていないのだから、ましてその行使を強制することには至らない。したがって、珍品を倉庫にしまいこんでいたずらに朽廃させるのも、貨幣を地中に埋没させて資産の流通を阻害するのも権利者の自由であって、法律上の義務に違反するものではない。そして、権利を行使するか否かは権利者の自由であるという原則は、財産権についてはほとんど例外なく適用される。債権は主として財産権としての性質を有するため、法律に規定がなければ、債権を行使するか否かは債権者の自由である。

また、鳩山博士は、債権行使の義務を認めた場合に不都合が生じるといふ点からも、債権者が受領義務を負わないことを正当化する<sup>9)</sup>。第一に、債権者に債権行使の義務を認めると、債権者が一方的意思表示で債務者を免除することが許されなくなり、単独行為による免除を認めている民法五一九条に反することになる。第二に、債権者に債権行使の義務があるとすると、不適任だと判明した家庭教師の教育でも受けなければならなくなるなど、社会観念に反することになる<sup>10)</sup>。

もつとも、鳩山博士も、当事者が特約によって債権者が債務を受領することを義務とする場合には、債権者は受領義務を負うとする<sup>11)</sup>。その具体例として、博士は庭園の樹木や土地上の建物の売買契約において、買主に樹木や建物を引取る義務を負わせる場合を挙げる。ただし、博士は、当事者の明示もしくは黙示の合意によって債権者が受領義務を負担する場合は、債権の行使が義務づけられてはならず、同一の給付が債権（右の例では買主の目的物引渡請求権）の内容であると同時に、これと別個に負担した債務（右の例では買主の引取義務）の内容となつていないにすぎないとする。そして、当該受領義務の違反の場合には、受領遅滞の問題ではなく、債

務者の履行遅滞（債務者遅滞）の問題であるとする。

(iii) 民法体系における四一三条の位置づけ

民法典には、受領遅滞の場面を規律する制度として、四一三条の受領遅滞制度だけでなく、四九二条の弁済の提供制度も置かれている。このため、両制度の關係が問題となる。

鳩山博士は、四九二条の弁済の提供の効果を四一三条の受領遅滞の効果として認め、四九二条の弁済の提供制度を四一三条の受領遅滞制度を構成する制度として位置づける。この点につき、博士は次のように述べる。<sup>14)</sup>もし弁済の提供に依りて債権者が弁済の受領をした場合には、債務者が不履行によって生ずべき責任を負わないことは当然である。そのため、四九二条は、債権者が受領しない場合を規定したもの、つまりは受領遅滞の効果を定めたものと解さなければならぬ。

もともと、鳩山博士は、四一三条の受領遅滞制度に四九二条の弁済の提供制度を超える効果を認め、四九二条の弁済の提供制度と四一三条の受領遅滞制度を同一視する、あるいは四九二条が受領遅滞制度の本体を構成しているとの考え方はとらない。<sup>15)</sup>この点、博士は、民法四九二条を受領遅滞制度の本体としてとらえる考え方につき、「債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる」と定める四九二条を「履行がないことから債務者が何等不利益を被ることはない」と定めている」と解釈する、すなわち、四九二条の文言にある「債務の不履行」を「履行がない事実」と解し、「一切の責任を免れる」という点を「不利益を免れる」と解するものであり、そのように解することは無理があるとして批判する。

鳩山博士自身は、四九二条の弁済の提供制度を次のような制度と解する。四九二条の定める「債務の不履行」とは債務者の責に帰すべき事由により履行をなさないことを指すのであり、四九二条は債務者が弁済の提供を行



うことにより、この意味での債務不履行から生じる責任を免れることを定めた規定である。すなわち、四九二条は、債務者の債務不履行を原因とする法律効果が生じないことを消極的に定めたにすぎず、債権者の責任を積極的に定めた規定ではない。もつとも、債務者が弁済の提供をなし、債権者が債権者遅滞に陥る場合には、債権者遅滞以後における履行の遅延は債務者の責に帰すべき事由によるものではないため、債務者には債務不履行の事実が存在せず、債務者が債務不履行に起因する責任を負わないことは当然である。このため、四九二条はこの当然の帰結を明文で定めた制度ということになる。

（二） 四一三条の要件および効果

（一） 四一三条の要件

鳩山博士は、四一三条を債権者側の事情により履行期に履行が成立しなかった事実を問題とした制度であるとし、四一三条の要件としては次の四つで足りるとする。<sup>(44)</sup> すなわち、①債務の履行に債権者の協力が必要であること、②債務の履行が不能ではないこと、③債務の本旨に従った履行の提供があること、④債権者が履行を受領せずまたは受領が不能であること、である。このうち、③の要件を要求する理由について、博士は、受領遅滞の成立、ひいては債権者に責任を負わせるためには、債務者が自己の側で債権者の協力なくしうべき行為を完了したことを必要とするからであると述べる。<sup>(45)</sup>

他方、鳩山博士は、四一三条の要件として債権者の過失は不要であると、その理由として次の二点を挙げるとする。<sup>(46)</sup> ①四一三条は、その文言上、要件として過失を要求していない。②義務なきところに過失を認めるためには法律の規定が必要であるところ、四一三条は債権者の受領義務を問題とした制度ではなく、過失を認める規定も

また、鳩山博士は、四一三条の効果として債権者が損失を被り、また、債務者が責任の軽減を受けるにもかかわらず、要件として債権者の過失を不要とすることを、次のように正当化する。<sup>(17)</sup> まず、債権者が損失を被る点については、四一三条の効果として債権者が被る損失は債権者が自己の権利を行使しないことにより被る当然の損失であつて、積極的な損害の賠償ではないため、債権者の過失を前提とする必要はないとする。その上で、当該損失は債権者と債務者のいづれかが負担しなければならないのであり、債権者に過失がない場合であっても、債務者にもまた過失はないのであるから、債務の履行について自己のなすべき行為を完了した債務者ではなく、自己の行為によって履行の成立を妨げた債権者に損失を負担させべきと主張する。次に、債務者が責任の軽減を受ける点については、他人の行為を原因として責任の軽減を認める場合に常に他人の過失を必要とするわけではないとした上で、行為者に過失がない場合にもその行為によって他人に生じた損害を賠償する義務を負う場合すらあるのだから、行為者に過失がなくとも他人の責任軽減を認めても理論上問題ないと主張する。

(ii) 四一三条の効果

鳩山博士は、民法が債権者遅滞の効果をほとんど規定していない以上、四一三条の効果は債権の本質と四一三条の意義から導かなければならないとする。<sup>(18)</sup>

まず、鳩山博士は、債権関係は限時的に債務者を拘束するのであるから、たとえ受領遅滞によって直ちに債権を消滅させることが不当であるとしても、債務者の一方的行為によって債権消滅の効果を生じさせる手段を提供すべきであるとし、民法四九五条を法典上の根拠として、①債務者が供託することが可能となるとの効果を認める。<sup>(19)</sup>

次に、受領遅滞がなければ債務者は債務から解放されていたのであるから、たとえ債権者の遅滞以後も債権関係の存続を認めるべきだとしても、債権者の遅滞以後に存続する債権関係には遅滞以前の債権関係とは異なる効力を認め、債務者の責任を軽減させるべきとする。<sup>121)</sup> 具体的には、民法四九二条を法典上の根拠に据えた上で、受領遅滞が存在する場合における履行の遅延は債務者の責に帰すべき事由によるものではないため、債務不履行に基づく責任は生じないとして、②債務者は不履行によって生じる一切の責任を免れるとの効果を、また、民法六五九条の類推適用を法典上の根拠として、③債務者は故意または重過失についてのみ責任を負うとの効果、さらに、受領遅滞後に生じる約定利息はその性質上遅延利息と同視できるとして、④約定利息の発生は停止するとの効果を認める。

そして、債権者遅滞以後において債務者がなお債務を履行しなければならぬのは債権者の不受領に起因するものなので、受領遅滞以後に存続する債権関係が債務者に新たな不利益を被らせないものと解すべきであるから、遅滞以後における債務の履行については債権者が責任を負い、履行上必要な事項については債権者が負担しなければならぬとして、⑤債権者は増加費用の賠償義務を負う、とする。<sup>122)</sup>

最後に、双務契約において、債権者が債務者による履行を受領し、履行が完了していたならば、債務者は当然に反対給付請求権を行使することができたとして、民法五三三条を法典上の根拠として⑥同時履行の抗弁権の消滅という効果を認め、また、当事者の責に帰すべからざる事由によって債務の履行が不能となった場合でも、債務者は反対給付請求権を保持しうるよう、⑦対価危険が債権者に移転することを認める。<sup>123)</sup>

他方、鳩山博士は、債権者が受領義務を負わない以上、受領遅滞の効果として債務者の損害賠償請求権および解除権<sup>124)</sup>を認めることはできないとする。ただし、博士は、立法論としては、債権者の過失等の要件を加重した上

で、契約の解除権および積極的損害の賠償義務を認めるべきとの考えをとっている。<sup>(D)</sup>

## 第二款 債務不履行説

民法四一三条を債権者の債務不履行責任を問題とした制度であると理解する立場は、起草委員である梅博士が主張して以降、末弘巖太郎博士によっても主張されている。<sup>(D)</sup> もっとも、債権者の受領義務の否定を基盤に置く法定責任説に相對する形で、債権者の受領義務を理論的に基礎づけ、債務不履行説の基盤を固めたのは我妻栄博士であった。そこで以下では債務不履行説の立場につき、我妻博士の見解を中心として、民法四一三条が問題とする債権者の責任をどのような責任と考えたのか考察していく。

### (一) 四一三条の意義

#### (i) 債権者の受領義務の存否

我妻博士も鳩山博士と同様、債権関係の分析を四一三条の意義を解釈するにあたっての中心に据える。しかし、我妻博士は、鳩山博士と異なり、債権関係の分析を基礎として債権者の受領義務を肯定し、四一三条を債権者の受領義務違反を原因とした債務不履行責任を問題とした制度と解する。

法定責任説において、鳩山博士は、債権行使の自由との関係で債権者の受領義務を否定した。この点、我妻博士も、債権者に債権行使の自由が認められることについては異論を唱えておらず、債権者の受領義務を債権の性質から直接導き出すことはできないという点では、鳩山博士の見解と一致している。

しかし、我妻博士は、鳩山博士が債権者の受領義務を債権との関係でのみとらえる点を批判し、債権者の受領

義務を債権関係という枠組みにおいて位置づけるべきと主張する。<sup>(2)</sup> すなわち、確かに、債権を、単に債権者に給付を請求しこれを受領する権能を与え、債務者にこれを給付すべき義務を課す関係として孤立するものと観念する場合には、債権者に受領義務が認められるかという問題は債権者が債権行使の義務を負うかという問題に帰着し、債権行使の自由との関係で債権者の受領義務を認めることは困難である。しかし、債権者と債務者の間には、単に一個の現実の債権・債務が存在するだけでなく、これを包容し、かつこれに伴う多くの権能と義務を内包する一個の債権関係が存在する。この債権関係においては、債権者の受領義務は債権関係内に包される権利・義務の一つとしてとらえられるのであり、債権者に受領義務が認められるかという問題も債権関係内に包される権利・義務の一つとしてそのような義務を認めうるかという問題となる。

その上で、我妻博士は、債権関係を債権者と債務者が共同の目的にむけて互いに協力すべき関係としてとらえることにより、債権関係において債権者が受領義務を負うことを正当化する。<sup>(3)</sup> すなわち、債権者と債務者は、「債権を発生させる社会的目的の達成」を共同の目的とし、「両当事者がその債権の内容たる給付の実現に向って協力すべき有機的な関係を構成する。ここでは、債権者と債務者の間は「単に形式的な権利義務の対立」としてではなく、「信義則（信義誠実の原則）によって支配される一個の協同体」としてとらえられる。このような債権関係においては、債権者も信義則を規準として給付の実現に協力すべきとされ、債権者には「債権者の協力なしで完了しえない給付について、債権者のなすべき協力行為」としての弁済の受領が義務づけられる。

さらに、我妻博士は、①信義則が債権関係を支配する理念であること、そして②信義則が債権者の権利行使を規律する作用を営むようになったことを強調することにより、債権関係においては債権行使の自由は制限を受けるとして、債権行使の自由との関係でも債権者の受領義務を正当化する。<sup>(4)</sup> すなわち、債権法は「本来当事者の信

頼関係に立つものであるから、信義則に訴えることなしには、到底完全にその目的を達しえない本質を有する。また近時に至って、債権関係は、社会の経済組織を維持する重要な支柱となり、かつ所有権と結合して他人を支配する作用を営もうとするのであるから、これを信義則によって規律すべき必要は、他の私法の分野に比して一層緊切なものがある」。そして、「債権をもって孤立した権利義務の対立とみることなく、共同目的に向って協力する一個の共同体に包容されるものとみるときは、信義則はこの共同体を支配する理念として実質的な意義をもつことになる」。この信義則は、かつては、債務の内容ないし履行の方法などを規律する標準とされたが、「契約自由の原則を制限し債権関係の当事者間に実質的に公平な関係を設定しようとする理想が高唱されるに及び、信義則は、次第に転じて、債権者の恣意を抑制し、その権利の内容及び行使の方法を規律する作用を営むことを主とするようになった」。

(..ii) 民法体系における四一三条の位置づけ

我妻博士は、法定責任説の理解では四一三条の効果と四九二条の効果がほとんど同一に帰し、民法典が四一三条の受領遅滞制度を四九二条の弁済の提供制度とは別個に規定していることの意義が失われるとして、両制度の趣旨を次のように解して、異なる要件の下、異なる効果を生じさせる制度として区別することが適当であると主張する。<sup>(8)</sup> すなわち、四九二条の弁済の提供制度は「債務者の方でなすべきことを理由として、債権者の方の主観的事情を問わずに、債務者が不履行の責任を免れるという消極的な効果を認めたもの」と解する。<sup>(9)</sup> これに対して、四一三条の受領遅滞制度は「債権者が受領すべき義務に違反したものととして、債務者の履行遅滞と同様に、責に帰すべき事由のあることを要件として、損害賠償の責任という積極的な効果を認めたもの」と解する。我妻博士が四九二条と四一三条を明確に区別して民法体系に位置づけようとする背景には、日本の民法に混在

する二つの概念・体系、すなわちフランス民法に由来する概念や体系とドイツ民法に由来する概念や体系とを包摂する形で、民法の概念と体系を構築すべきであるとの問題意識が存在することを指摘しうる。すなわち、我妻博士は次のように主張する。<sup>(54)</sup> 日本の現行民法は、フランス法に由来する旧民法を継承し、フランス法に由来する規定が置かれる一方で、起草段階においてドイツ法を参照し、ドイツ法に由来する規定も置かれることになった。ところが、現行民法制定後の民法解釈学は、ドイツ民法の概念と体系を範として民法理論を構築し、フランス民法から旧民法を経て日本民法典にもちこまれた規定を民法の概念と体系の透明を妨げるものとして排除する傾向にあった。しかし、フランス法の概念や体系とドイツ法の概念や体系の混在を立法者の誤解や理解不足と片付けるのは僭越であり、立法者の脳裏ではそれぞれしかるべき地位を与えられていたはずであるため、両者を包摂する概念と体系こそあるべき日本民法典の概念と体系として目指されるべきものである。

この点、債権者側の事情で履行が障害された場面をめぐっても、フランス法に由来する制度である四九二条と、ドイツ法に由来する制度である四一三条とが混在している。そして、通説である法定責任説の立場では、四一三条と四九二条を明確に区別せず、フランス法に由来する四九二条を不要な制度として排斥する理解がなされている。しかし、我妻博士は、ここでも両者を包摂しうる体系を構築すべきと考え、四一三条と四九二条を明確に区別して民法体系に位置づけうる構成として、四一三条を債権者の受領義務違反に基づく債務不履行責任を問題とした制度と理解する考え方を主張したと考えられる。

また、我妻博士は、四一三条を債務不履行の規定の中に挿入して、その効果について何も規定していない民法の構成の下では、受領遅滞を債務不履行の一種であると解するのが合理的であると主張する。<sup>(55)</sup>

## (二) 四一三条の要件および効果

## (i) 四一三条の要件

我妻博士は、四一三条に基づく責任の発生要件として、①弁済の提供があること、②債権者が弁済を受領することを拒み、または受領することができないこと、そして、③その債権者の受領拒絶または受領不能が債権者の責めに帰すべき事由に基づくことを要求する<sup>(8)</sup>。

四一三条の要件として債権者の過失を要求する点について、我妻博士は、受領遅滞を債権者の受領義務違反という一種の債務不履行と解する以上、債務者の義務違反としての債務不履行と同様、義務違反を犯した者の過失という主観的要件が当然に要求されると説明する。その上で、受領遅滞の効果として債務者に損害賠償請求権や解除権を与え、債権者の責任を加重するのであるから、債権者の過失を要求して要件を厳格にすることが両当事者を公平に取り扱うこととなり、信義則に適合すると主張する。

## (ii) 四一三条の効果

我妻博士は、四一三条が問題とする受領義務違反を債務不履行の一種ととらえることにより、受領遅滞制度の効果として、①債務者は四一五条および四一六条に基づき受領遅滞によって生じた損害の賠償を請求することができること<sup>(9)</sup>、②五四一条、五四三条に基づき、受領が可能なき場合は相当の期間を定めて催告し、受領の不能なきは直ちに、契約を解除することができることを認める。

また、履行遅滞後は不可抗力により履行が不能となった場合にも債務者の責めに帰すべき事由による履行不能と評価すべきであるのと同様に考えるべきであるとして、③受領遅滞後の不可抗力による履行不能は、なお債権者の責めに帰すべき事由によるものとされることを受領遅滞制度の効果として挙げる<sup>(8)</sup>、<sup>(9)</sup>。



さらに、博士は、④債権者は債務の履行について、注意義務を軽減され、故意または重過失についてだけ責任を負うようになることを受領遅滞制度の効果として挙げる。もつとも、博士は、これがなぜ受領遅滞制度の効果として認められるのかについて言及していない。

### 第三款 まとめ

以上の考察を踏まえて、法定責任説と債務不履行説の共通点と対立点を整理した上で、法定責任説と債務不履行説が受領遅滞の場合に債権者が負う責任をどのように考えていたのかをまとめる。

#### （一）法定責任説と債務不履行説の共通点と対立点

##### （i）債権者の責任の問題へのアプローチ

法定責任説と債務不履行説が登場したのは、民法四一三条が債権者のどのような責任を問題とした制度なのかその文言および起草過程からは必ずしも明らかではないことから、これを解釈により明らかにするためであった。このため、法定責任説と債務不履行説は民法四一三条の意義を問題とし、議論の対象を四一三条が問題とする債権者の責任に限定しているという点で共通している。

また、法定責任説と債務不履行説は、民法四一三条の意義を債権関係における債権者と債務者の関係を分析することにより明らかにしようとする点でも共通している。すなわち、法定責任説を代表する鳩山博士は、債権関係が限時的性格であることを基礎として、債権者側の事情で履行が完了しないために存続する債権関係において債務者を保護すべきであることを明らかにするとともに、債権行使の自由との関係で債権者の受領義務を否定す

ることによって、四一三条は債務者を保護するために債権者に法定の責任を課した制度であると解する。これに対し、我妻博士も、債権関係を債権者と債務者が共同の目的にむけて互いに協力すべき関係としてとらえ、このような債権関係においては債権者も信義則を規準として給付の実現に協力すべきとして債権者の受領義務を肯定することにより、四一三条を債権者の受領義務違反に基づく債務不履行責任を問題とした制度であると解する。

もっとも、我妻博士は、民法典における四一三条の位置づけという観点からも、四一三条の意義を債務不履行制度と解すべきことを積極的に根拠づけようとする。すなわち、博士は、民法典に四一三条と四九二条の二つの制度が置かれていることを尊重してあるべき制度を構築すべきという観点から、両者に独立の意義を与えうる理解として、民法四一三条の意義を債権者の受領義務違反に基づく債務不履行責任を問題とした制度と解することを主張する。また、債務者が履行遅滞に陥る要件を定めた四一二条と債務不履行の効果を定めた四一四条以下の間に四一三条が置かれている点から、四一三条を債務者の履行遅滞と同列の債務不履行の一種と解するべきとする。これに対し、鳩山博士は、四一三条に四九二条を超える効果を認めることによって、四一三条を法定の責任を問題とした制度と解しても、四九二条との関係で四一三条の意義が失われるものではないと、消極的な根拠づけを行うにとどまる。

#### (二) 債権者の受領義務の存否

四一三条の法的性質をめぐる議論において、法定責任説と債務不履行説との主な対立点は、債権者の受領義務が認められるかという点である。

債権者の受領義務の存否を問題とすにあたって、鳩山博士は、受領義務を債権との関係で位置づけ、債権行使の義務としてとらえた上で、債権行使の自由との関係で受領義務を認めることはできないとする。もっとも、

債権者には債権行使の義務はないとして、債権の性質から受領義務を導くことはできないという点については、我妻博士も異論を唱えるものではない。しかし、我妻博士は、受領義務を、債権との関係でのみ位置づけるべきではないとし、債権関係という枠組みにおいて、債権関係に内包される様々な権利・義務の一つとして位置づける。その上で、債権関係を債権者と債務者が共同の目的にむけて協力すべき共同体としてとらえることにより、信義則を根拠として、給付の実現にむけての協力義務としての債権者の受領義務を導くのである。したがって、債権者の受領義務の存否に関する対立は、債権関係において受領義務をどのように位置づけるかという点の相違が原因の一つとなっていると指摘することができる。

もつとも、債権者の受領義務の存否をめぐる両説の実質的な対立点は、債権者の債権行使の自由をどこまで尊重すべきかという点にあったと考えられる。すなわち、法定責任説をとる鳩山博士は、債権者が債権を行使するか否かは原則として自由であるため、債権者に債権行使を義務づけることになる受領義務を一般的に認めることはできないとし、債権者に受領義務を負担させるためには法典上の根拠が必要であるとす。これに対し、債務不履行説をとる我妻博士は、債権者と債務者の関係を共同の目的にむけて協力すべき共同体としての債権関係においてとらえるとともに、そこでの信義則の役割を強調することで、債権関係においては債権行使の自由も信義則による制限に服するとして、債権者の受領義務を広く認めるのである。

鳩山博士は、珍品を倉庫にしまいこんでいたずらに朽廃させるのも、貨幣を地中に埋没させて資産の流通を阻害するのも権利者の自由であるという考え方を根底に置き、債権行使の自由の原則を主張している。<sup>43</sup> ここには権利絶対の思想とでもいえるべき思想が背景に存在しているといえる。これに対し、我妻博士は、現代における債権の強い作用に危機感を抱き、一定の制約をかける必要があるとの思想を根底に有していた。<sup>44</sup> すなわち、中世にお

いては、工場などの生産手段を所有する者が労働者を支配していたように、所有権が強い支配力を有していたが、債権関係の発達した現代においては、金融機関や大企業などの例をみても、債権が強い支配力を有するようになっていくことは明らかである。そのため、かつて所有権に対する制約が問題となったように、現代では、強い支配力を有する債権について、信義則による制約がなされなければならない、と。債権行使の自由を信義則によって制限しようとする我妻博士の主張は、このような思想を色濃く反映していたといえる。したがって、鳩山博士の法定責任説と我妻博士の債務不履行説には、債権・債務の本質とからめた両者の思想の対立を指摘することができるのである。

### (…III) 四一三条と四九二条の関係

法定責任説と債務不履行説の間には、四一三条の受領遅滞制度と四九二条の弁済の提供制度の関係をどのように考えるかという点にも対立が存在する。鳩山博士は、四九二条が実際に問題となるのは債権者が受領を行わなかった場合であるとして、四九二条を受領遅滞制度である四一三条の効果を定めた規定として位置づける。もつとも、鳩山博士自身は、四九二条との関係では債務不履行から生じる債務者の責任を免責させるという効果のみを結び付け、四一三条に四九二条以上の効果を認めようとする。しかし、四一三条を法定責任説の理解でとらえた場合、四一三条の効果を四九二条の弁済の提供の効果として説明することが可能となり、両制度が民法典に置かれた意義は没却されてしまう。我妻博士はこの点を批判し、民法典に四一三条と四九二条の二つの制度が置かれていることを尊重して、あるべき制度を構築すべきとする。そして、四一三条を債権者の受領義務違反を原因とする債務不履行責任を問題とした制度と理解することで、債権者の過失を問題とすることなく債務者を免責す

る制度としての四九二条との区別をはかる。

（二）受領遅滞において債権者が負う責任

（i）法定責任説

法定責任説を代表する鳩山博士は、受領遅滞の場合に債権者が負う責任を、法が受領遅滞の場合には債務者の危険と負担とにおいて債権関係を存続させるべきではないとの考慮に基づいて、債務からの解放に対する債務者の利益を保護するために特別に債権者に課した責任であると考えている。

債権者がこの責任を負うのは、債務者が自己の側で債権者の協力なくなしうべき行為を完了したにもかかわらず、債権者側の事情により履行の成立が妨げられた場合とされる。もつとも、債権者が責任を負う要件として過失は不要であるという点は、主に過失を要件として要求する法典上の根拠が存在しないとの消極的な理由によって支えられており、過失を要件とすることなく四一三条の効果の発生を認めるべきとの積極的な理由は主張されていない。

受領遅滞の場合に債権者が負う責任の具体的内容として、①債務者の供託権の発生、②債務不履行によって債務者に生じる一切の責任の免除、③債務者は故意または重過失についてのみ責任を負う、④約定利息の発生の上、⑤債権者の増加費用賠償義務の発生、⑥同時履行の抗弁権の消滅、⑦債権者への対価危険の移転、という七つの効果が認められる。鳩山博士はこれらの効果を、受領遅滞の場合には債務者の危険と負担とにおいて債権関係を存続させるべきではないとの受領遅滞制度を支える考慮を基礎に置いた上で、受領遅滞後の債権関係において債権者と債務者がいかなる法的地位にあるべきかをという観点から導いている。そして、あるべき状態を

評価するにあたっては、とりわけ、債権者が履行を受領していれば、債務者は債務から解放されていたはずであつたという点に重点が置かれている。もつとも、このような考慮からは、債務者の損害賠償請求権や契約解除権の発生を認めるべきとの帰結も引き出されてしかるべきであり、事実、鳩山博士も両効果を認めることが立法論として望ましいとしているが、博士は債権者に受領義務はないとの一事をもつて、受領遅滞の効果として債務者の損害賠償請求権や契約解除権の発生を認めていない。

(二) 債務不履行説

債務不履行説を確立した我妻博士は、受領遅滞の場合に債権者が負う責任を、債権者が共同の目的にむけて互いに協力すべき関係としての債権関係において負担する給付の実現に協力すべき義務に違反したことを原因とする責任であると考えている。

債権者がこの責任を負うのは、債権者が債務者による弁済の提供の受領を拒絶し、あるいは受領できないことにより、受領義務に違反し、かつ、その義務違反が債権者の責めに帰すべき事由に基づく場合である。要件として債権者の帰責事由を要求する点は、問題となる債権者の責任が債務不履行責任であるという点、および損害賠償請求権や解除権を認める以上、要件を厳格に解することが両当事者の公平にかなうとの考慮によって支えられている。

受領遅滞の場合に債権者が負う責任の具体的内容としては、①損害賠償請求権の発生、②契約の解除権の発生、③不可抗力による履行不能も債権者の責めに帰すべき履行不能となる、④債務者は故意または重過失についてだけ責任を負うことが認められている。もつとも、我妻博士は、④の効果がなぜ認められるのかについて言及して

いない。

（三）法定責任説および債務不履行説に対する学説・判例の評価

我妻博士の見解は、主たる債権・債務を中心として様々な権利・義務を包含する債権関係の中で債権者と債務者をとらえる理解について、多くの共感を得た。<sup>(44)</sup> また、民法典に四一三条と四九二条の二つの制度が置かれていることを尊重して、あるべき制度を構築すべきとの主張も多くの賛同を得ている。しかし、四一三条を債権者の受領義務違反に基づく債務不履行責任を問題とした制度と理解する点については、次のような批判がなされ、通説の地位を獲得するには至っていない。すなわち、①信義則のみを根拠として債権者の受領義務を一般的に認めることはできない、<sup>(45)</sup> ②受領遅滞の効果として原則的に契約の解除まで認めるのは行き過ぎである、<sup>(46)</sup> ③債権者の帰責事由を要件として要求する点でかえって債務者に不利になる、との批判である。

これに対し、鳩山博士の見解は、債権行使の自由の原則に支えられた「債権者は権利を有するのみであり義務を負うものではない」との権利テーゼを大審院が採用し、また、最高裁も、四一三条の受領遅滞における債権者の責任は債務不履行責任ではないとする大審院の立場を踏襲する判断を示したこともあって、四一三条の法的性質の理解については通説の地位を獲得するに至っている。もともと、債権者の受領義務を原則として認めないとする法定責任説においては、債務不履行の効果としての損害賠償請求権や解除権による債務者の保護が原則として認めないため、これらの効果で債務者を保護すべきと考えられる特別な場合への対処に問題を残すこととなった。

このため、妥当でない結論を導く場合があるという法定責任説や債務不履行説が抱える問題点を克服するため

の議論、すなわち第二期の議論が展開されることとなった。そこで、次節では、法定責任説や債務不履行説が抱える問題を克服するためにどのような議論が展開されたのか考察する。

注

- (1) 鳩山秀夫「債権者の遅滞」同「債権法における信義誠実の原則」（有斐閣、一九五五年）九一頁以下。
- (2) なお、鳩山博士は、四一三条の解釈にあたっては、母法であるドイツ法における沿革や学説との比較も重要であると指摘する。そして、債権者の受領義務を肯定する *Madai* や *Wolff*、*Schey* の見解については「其論拠の肯首すべきものあるを見ず」とし、債権者の受領義務を否定する *Mommsen* や *Kohler* の見解を「新しい普通法学者間に於ける多数説」として紹介している（鳩山・前掲注(1)一〇二頁以下）。ドイツ法の学説について、詳しくは第三章において叙述する。
- (3) 鳩山・前掲注(1)九七頁以下。
- (4) 鳩山・前掲注(1)一〇四頁以下。
- (5) 鳩山・前掲注(1)一〇五頁。
- (6) この点、博士は、民法四一三条を債権者に受領義務があることの法典上の根拠とすることもできないとする。なぜなら、もし債権者に受領義務が存在するとすれば、受領を怠ることは債務不履行となり、一般の債務不履行の規定で足りるため、特に債権者遅滞制度として四一三条を置く必要はなくなるからである（鳩山・前掲注(1)一〇六頁）。  
 もっとも、この点に対しては、債権者に受領義務があるか否かが不明であるからこそ、四一三条を置いて、債権者に受領義務を認める必要があるのだとの反論がなされている（前田達明『民法随筆』（成文堂、一九八九年）二四七頁）。
- (7) 鳩山博士は、法律は、権利行使が公益上特に必要な場合につき、権利行使の義務を例外的に認めているとし、その例として親権



契約の履行過程における債権者の責任（二）（小林）

行使の義務を認めた民法八二〇条を挙げる（鳩山・前掲注(1)一〇五頁）。

(8) 鳩山・前掲注(1)一〇五頁以下。

(9) 鳩山・前掲注(1)一〇七頁。

(10) もっとも、受領義務を認めた場合に不都合な結果が生じるという点に対しては、奥富教授が詳細な反論を展開している（奥富見「受領遅滞責任論の再考と整序」〔有斐閣、二〇〇九年〕二二頁以下）。とりわけ、第一の点に対しては、受領義務を認めても免除を認めることは解釈論上可能であるとし、第二の点については、債権者が受領義務違反に基づく債務不履行責任を問われても、実質的に債権者はなんら不利益を被らないため問題はないとする。

(11) 鳩山・前掲注(1)一〇九頁以下。

(12) 鳩山・前掲注(1)一八〇頁以下。

(13) 鳩山・前掲注(1)一八一頁以下。

(14) 鳩山・前掲注(1)一二七頁以下。

(15) 鳩山・前掲注(1)一三〇頁以下。

(16) 鳩山・前掲注(1)一二五頁。

(17) 鳩山・前掲注(1)一二六頁。

(18) 鳩山・前掲注(1)一七六頁以下。

(19) 鳩山・前掲注(1)一七七頁以下。

(20) 鳩山・前掲注(1)一七七頁、一八〇頁以下。

(21) 鳩山博士は、債務者が不履行によって生じる一切の責任を免れるという効果の具体的内容として次の五点を挙げる（鳩山・前掲

注(1)一八二頁以下)。①遅延利息などの履行遅滞により生じた損害の賠償請求権が生じない。②債権者は質権または抵当権を実行しえない。③予定賠償金および違約金の請求権が発生しない。④債権者は契約の解除権を行使しえない。⑤地代等の不払いを原因とした永小作権または地上権の消滅請求権は発生しない。

(22) 鳩山・前掲注(1)一九〇頁。

(23) 鳩山・前掲注(1)一七七頁以下、一九三頁以下。ただし、鳩山博士は、債権者への危険の移転を常に認めることが理論上正当であるとする一方で、民法五三三四条以下の危険負担の規定との関係で、債権者に危険が移転する場合を限定的に解する。

(24) 鳩山・前掲注(1)一八六頁以下。

(25) 鳩山・前掲注(1)一七九頁。

(26) 鳩山・前掲注(1)一九九頁。

(27) 末弘博士は、「弁済が性質上債権者の協力あることによつてのみ成立し得る場合に於ては、債権者に於て其の協力を為すべき義務を負担すること、条理上当然である」とした上で、四一三条が、債務者が履行遅滞に陥る時期について定めた四一二条と債務不履行の効果を定めた四一五条の間に置かれていることから、四一三条は債権者の債務不履行責任を問題とした制度と解するべきだと主張する(末弘蔵太郎『債権総論』(日本評論社、一九三八年)一七六頁以下)。

(28) 我妻栄『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』(岩波書店、一九六四年)二三五頁。

(29) 我妻・前掲注(28)六頁以下。

(30) 我妻・前掲注(28)二三八頁。

(31) 我妻・前掲注(28)一四頁以下。

(32) 我妻・前掲注(28)二三五頁以下。

- (33) 四九二条の効果として、具体的には、①債務者は債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる、②約定利息はその発生をとめる、③五三三条に基づき双務契約において相手方の同時履行の抗弁権を失わせる、という効果のみを認める（我妻・前掲注28二三―四頁以下）。
- (34) 我妻・前掲注28三頁。
- (35) 我妻博士は、梅博士も、四一二条に債務者の遅滞、四一三条に債権者の遅滞を定め、四一四条以下を両者に共通のものと考えていると推測する（我妻・前掲注28二三―八頁）。
- (36) 我妻・前掲注28二三―八頁以下。
- (37) 我妻博士は、四八五条を根拠として、債権者遅滞によって増加した弁済費用のうち、債権者の行為によるものと認められるものについては、債権者に帰責事由がない場合でも、債務者は、提供の効果として、増加額を請求することができる（我妻・前掲注28二四〇頁以下）。
- (38) 我妻・前掲注28二四一頁以下。
- (39) もっとも、これは受領遅滞制度の効果の問題ではなく、履行不能をどのように評価するかという問題と考えるのが素直であると思われる。
- (40) 注意義務の軽減、すなわち、債務者が負う注意義務が善良なる管理者の注意義務から自己の財産に対するのと同一の注意義務へと軽減されることと、債務者は故意または重過失についてのみ責任を負うことは必ずしも同一ではない。なぜなら、給付目的物が滅失・毀損した場合につき、注意義務の軽減の場合には、軽減された注意義務との関係で過失の有無が判断されるのに対し、故意または重過失のみ責任を負う場合には、善管注意義務との関係で重過失の有無が判断されることとなり、両者には結論に差異が生じる余地があるからである。しかし、この点につき、我妻博士がどのように考えていたのかは必ずしも明らかではない。

- (41) 我妻・前掲注②二四一頁。
- (42) 鳩山・前掲注(1)一〇五頁以下
- (43) 我妻栄「近代法における債権の優越的地位」同『近代法における債権の優越的地位』(有斐閣、一九五三年)一頁以下。また、我妻・前掲注②一頁以下参照。

(44) 四一二条の法的性質につき法定責任説の立場をとった上で、一定の場合に債権者に受領義務を認めるといふ今日の通説的立場といえる見解の確立に重要な役割を果たした林博士も、債権関係についてのこのようなとらえ方をその立論の基礎に置いている(詳しくは第二節第一款参照)。

(45) 於保不二雄『債権総論(新版)』(有斐閣、一九七二年)一一八頁。

(46) 山崎寛「受領遅滞(その二)」遠藤浩ら編『演習民法・債権』(青林書院新社、一九七二年)八三頁以下。

(47) 柚木馨・高木多喜男『判例債権法総論(補訂版)』(有斐閣、一九七一年)一五五頁。

(48) 債権者が受領義務を負うものではなく、したがって債権者遅滞は債務不履行を生じさせるものではないとの立場を明確に示した最初の判決は、大審院大正四年五月二九日第三民事部判決(民録二二輯一七卷八五八頁)である。

事案は次のようなものであった。被上告人たる買主Yは、新案特許にかかる「衛生座椅子」を、向こう五年間にわたって毎月五〇〇個以上、上告人たる売主Xから買入れる契約を締結した。当該契約においては、Xは五〇〇個以上の座椅子を任意に製造してはならないこと、そして製造した座椅子を他に売却してはならないことが定められた。Yが合計九六一個を買取ったのみで、その後Xの提供した座椅子の引取を拒絶したため、Xが契約の解除と損害の賠償を求めた。

以上の事案につき、大審院は次のように述べて、Xの上告を退けている。「売買ニ於テ買主ハ其目的物ヲ受領スヘキ権利ヲ有スルモ之ヲ受領スヘキ義務ヲ負担スルモノニ非ス随テ買主カ売買ノ目的物ノ受領ヲ拒絶シタリトセハ是レ権利ノ不行使ニシテ受領遲

滞ノ責ヲ負フモ債務ノ不履行ニアラス売主ハ之ヲ理由トシテ売買ヲ解除シ得可カラス」

本件事案において、大審院は、債権者は権利を有するのみであり義務を負うものではないとして受領義務を否定し、受領拒絶の場合に、債権者は債務不履行責任を負わないとの考えを示している。また、大審院の判事からは、受領遅滞の責任は権利の不行使に基づく責任であって、義務違反に基づく責任ではないとの理解を読み取ることができる。

もともと、大審院も、当事者間で受領義務についての特約がある場合には、債権者が受領義務を負うことを認めている。この点を示したのが、大審院大正十一年一月一日第三民事部判決（新聞二〇七〇号一七頁）である。大審院は、酒の売買契約における酒樽からの酒の引取が問題となった本件事案において、目的物の引取は原則として買主の義務ではないが、契約で引取義務を負担することは差し支えないとし、買主の契約上の引取義務を認めた。

(49) 最高裁判昭和四〇年二月三日第二小法廷判決（民集一九卷九号二〇九〇頁）。もともと、受領義務に関する最高裁判決の少なさをゆえに、このような立場に立つことを明示した唯一の最高裁判決でもある。

事案は次のようなものであった。昭和三四年の春に訴外Aは訴外Bからゴルフのクラブハウスの建設工事を請負った。Bはこの工事のうちクラブハウスの給排水・衛生・暖房の各設備工事を被上告人たるYに下請させ、Yはその工事に必要な膨張タンク等の製作を上告人たるXに依頼した。Xが膨張タンク等を搬入し、設置する期限は八月五日とされており、この期日までに納付されるべきがYの下請負工事の完了には不可欠であった。YはXに対して再三製作状況を問い合わせたが、所定の納期までには到底完成しそうになかった。そこでYはAに懇請して五日程度の延期をしてもらったが、八月一〇日になっても目的物は完成せず、なお一〇日の製作日数を要することが判明した。そこでYはXとの当該契約を解除し、他の会社に膨張タンク等の製作を依頼して、Aとの下請負契約を完了した。Xが製作を完了して引取を請求したのに対し、Yはすでに不要であるとして引取を拒絶したため、Xが本件請負契約を解除し、損害の賠償を求めた。

第一審は、Xの債務不履行を理由となされたYの契約解除が有効であるとして、Xの請求を棄却した。しかし、原審は、事実認定につきなら言及することなく、Xの主張自体に理由がないとして、Xの請求を棄却した。すなわち、Xは、約定の期限内に弁済の提供をしたにもかかわらずYが受領しないために契約を解除したと主張して、損害の賠償を求めていたところ、債権者は受領義務を負わないのであるから、Yの受領義務違反を理由となされたXの契約解除は認められないとして、Xの請求を棄却した。そこでXは、債権者の受領遅滞は義務違反ではないとしても、債権者にも信義則の要求する程度において給付の実現に協力すべき法律上の義務があるとして、給付の不受領は債務不履行となると主張し、上告した。

最高裁は次のように述べて上告を棄却した。「債務者の債務不履行と債権者の受領遅滞とは、その性質が異なるのであるから、一般に後者に前者と全く同一の効果を認めることは民法の予想していないところというべきである」。

## 第二節 結論の妥当性を追求する議論の展開

債権者が受領を行わなかった場合に妥当な結論をもたらしているかという観点からみると、法定責任説および債務不履行説は以下の問題を抱えることになる。すなわち、法定責任説に立つ場合は、債権者の受領義務を原則として認めないため、債務者の損害賠償請求権および解除権は常に認められないことになる。他方、債務不履行説に立つ場合では、債権者の過失がない限り四一三条の責任は発生しないことになる。このため、一九七〇年代後半に入り、このような一律の硬直的な処理に起因する不都合を回避しようとする見解が強く主張されるようになった。

法定責任説において、損害賠償請求権および解除権による債務者保護の必要性は、とりわけ、硫黄鉱石売買に

における買主に信義則上の引取義務を認めた最高裁の昭和四六年判決を契機として強く意識されるようになった。これを受けて、伝統的な法定責任説が債権者の受領義務を原則として認めていなかった点を緩和し、一定の場合に債権者に受領義務を認めることで、法定責任説が抱える問題を解消する見解が強く主張されるようになった。中でも、今日の通説的立場と考えうる見解の確立に重要な役割を果たしたのが林良平博士と奥田昌道教授である。

他方、債権者の過失がない限り四一三条の責任は発生しないという債務不履行説が抱える問題については、問題となる効果ごとに要件を考え、債権者の過失を要件とする効果と債権者の過失を要件とすることなく認められる効果の双方を認めるという方向性が、星野英一教授によって主張されている。

そこで以下では、林良平博士および奥田昌道教授の見解（第一款）、および星野英一教授の見解（第二款）について、受領遅滞において債権者が負う責任をどのように考えたのか考察する。

#### 第一款 受領義務の存否に関する二者択一の議論から脱却する見解

##### （一） 林良平博士の見解

伝統的な法定責任説と債不履行説は、債権者の受領義務の存否について、あるかないかの二者択一の議論を展開するものであった。これに対し、債権者に受領義務がある場合とない場合の双方を受領遅滞の規律に取り込む方向性を示し、今日における通説的立場と考えうる見解の基礎を築いたのが林博士である。

第一期において、債務不履行説が有力に主張されたにもかかわらず、なお法定責任説が通説の地位を堅持し続けたのは、権利テーゼとの関係で債権者は受領義務を負わないとの命題が強い説得力をもって支持されたからであった。そこで林博士は、まず、債権者は受領義務を負わないとの命題をかたくに堅持する必要は必ずしもな

いことを説く。すなわち、債権者の受領義務の存否を、債権者の受領義務を債権関係に含まれる義務の一つとして把握するか否かの問題としてとらえた上で、債権関係の内容を充実させてきた歴史的展開過程<sup>(51)</sup>に即して考えるならば、債権関係における信義則の重要化はすんで受領義務を債権者に負担させるべきところまで進展したとする債務不履行説の主張は「傾聴すべき理論」であると主張する。

このような考えを背景に置いた上で、林博士は、債権者の受領義務の存否の問題は「受領という債権者のなんらかの協力行為を、債務者との関係で義務づけられるかまたは義務づけることが必要か、という衡量の問題」であり、「『どの範囲で』という問題」であると主張する<sup>(52)</sup>。

債権者の受領義務の存否の問題を以上のように考える林博士は、受領遅滞における債権者の責任については次のような考えをとる。

まず、林博士は、受領遅滞の法的性質について、沿革や論理から必然的に導くことはできないとした上で、この問題は「今日の我が国の取引観念、そしてそれに対する国家のポリシー、殊に特約、慣習によって修正されるのであるから、何ら特約、慣習のない場合の一般法として、どちらが適当かという問題」に帰着させるべきとする<sup>(53)</sup>。

その上で、林博士は、債権者の受領義務を一般的に認める必要はないとし、民法四一三条の法的性質の理解について法定責任説の考えを基本的に支持する<sup>(54)</sup>。その理由として林博士は、次の二点を挙げる。第一に、「日本民法の体系的基礎には、債務者の履行遅滞においても遅れた履行に対して債権者は受領すべしとされることと対比して、債権者の受領遅滞も、遅れて受領するまでの若干の不利を債務者に課するにとどまると解すべき」である<sup>(55)</sup>。第二に、「権利者の権利行使の自由は、基本的には近代法の一つの柱」であるため、あえてこの柱にひびを



入れてまで、一般的に受領義務を認める必要はなく、受領義務を認めるか否かは個々の・類型的な事例の蓄積に委ねてよい。<sup>(55)</sup>

他方、林博士は、迅速な整理を要するような分野での商取引などにおいては、特約や慣習によって債権者に受領が義務づけられる場合が多いとし、このような場合には、債務不履行構成をとり、受領遅滞についての帰責事由が要件として付加された上で、債権者は債務不履行責任を負うとする。<sup>(56)</sup>ただし、林博士は、受領義務は付随的義務であるとして、その違反の場合に損害賠償請求および現実履行の強制は許されるが、解除が認められる場合は限られるとする。<sup>(60)</sup>さらに、契約解除、損害賠償請求、現実履行の強制以外の受領遅滞の効果には、要件として債権者の過失は不要であるとする。<sup>(61)</sup>

## （二） 奥田昌道教授の見解

林博士は、受領義務違反を原因とした債務不履行責任が問題となる場合として、特約や慣習に基づき債権者に受領義務が認められる場合を摘示するにとどまり、債権者の受領義務が認められる場合を判断するにあたってどのような考慮を行うかという点についてはなんら論じていない。<sup>(62)</sup>この点、債権者の受領義務の存否に関する二者択一の議論から脱却するという林博士と同様の方向性をとった上で、債権者の受領義務が認められるべき場合についてより具体的に論じたのが奥田教授である。

奥田教授は、債権者は一般に自己の権利を行使するか否かの自由をもっており、その権利行使を法律上強要されることはないとの考えを、受領遅滞の問題を考えるにあたっての基礎に置き、<sup>(63)</sup>一般的には債権者の受領義務を認める必要はないとの見解をとる。したがって、奥田教授は、四一三条に基づき認められる責任について、基本

的には、従来の法定責任説が想定する責任と同様の責任を想定していると考えられる。<sup>(65)</sup>

しかし、奥田教授は、受領遅滞によって債務者がどのような不利益を被るかという点に着目すると、受領遅滞が問題となる場合の中には、不履行責任の免除、責任軽減、利息の停止、危険の移転、増加費用の償還などの効果でカバーされない不利益が問題となる場合があり、かつ、そのような不利益との関係で、債務者を給付義務から解放することなく、給付義務を負わせ続けた状態で債務者に種々の不利益を負わせることを許してはならない場合が存在しているとみる。そして、そのような場合には、たとえ明示・黙示の特約を認定しえない場合でも、信義則上、債権者に受領義務を認め、債務不履行の効果としての解除権や損害賠償請求権で債務者を保護すべきであるとする。<sup>(66)</sup>

奥田教授は、信義則に基づく受領義務を認めるべき場合の具体例として、「物の引渡を内容とする債務、ことに売買・請負において、その物の引取がなされないために債務者が損害を被る場合」を挙げる。<sup>(67)</sup>奥田教授がこのような場合に受領義務を認めるべきと考える背景には、目的物の引取がなされない場合についての次のような事態<sup>(68)</sup>が考慮されている。すなわち、「債権者の所有に属する、または属すべき有体物が、いつまでも債務者の占有下におかれねばならないことは、債務者にとってはなほだ迷惑となることが多い。他人の物が債務者の占有下にある以上は、たとえ注意義務の軽減はあるにせよ保管義務そのものまで免除されることにはならない。のみならず、その物によって債務者の土地・建物等の空間が塞がれ、経済活動・営業活動に多大の支障を来すことになる。いわば他人（債権者）の所有物によって債務者が自己の土地・建物の占有を妨害されている状態がつづき、物権法的には妨害排除請求権が認められなければならないような状況を現出する」。

このように、奥田教授は、債権者の受領義務の問題を考えるにあたって、解除権や損害賠償請求権による債務

者保護の必要性という観点を前面に出す。そして、債権者の受領義務の根拠に信義則を据えることを明確にする。もつとも、奥田教授は、債権者に信義則上の義務が認められる場合における債権者の責任について、効果として債務者の損害賠償請求権および解除権が認められることを明らかにするのみで、要件をどのように考えるのか、また、法が特別に認めた責任との関係をどのように考えるのかといった点については言及していない。

## 第二款 要件面における一律性を回避する見解

伝統的な法定責任説および債務不履行説は、責任の発生要件を一律に解していた。このため、四一三条に基づく責任発生の要件として債権者の過失を要求する債務不履行説においては、債権者に過失がない場合には債務者は四一三条に基づく保護を一切受けることはできなかった。これに対し、様々な効果が問題となる受領遅滞において、すべての効果に同一の要件を要求する必要はないとの考え<sup>(98)</sup>によって、債務不履行説に債権者の過失がない場合にも一定の効果の発生を認める可能性を開いたのが星野博士である。<sup>(99)</sup>

### （一）受領遅滞における債権者の責任の考え方

星野博士は、民法四一三条の定める「遅滞の責任を負う」とは何を意味するのか、そしてその要件はなにかという問題について、起草者の見解が必ずしも一致していなかったとの認識の下、解釈によってこれを明らかにしようとする。もつとも、星野博士は、従来の法定責任説と債務不履行説のように、受領は権利であって義務ではないといった抽象的な理論に基づいて債権関係における債権者の受領義務の存否および四一三条の意義を確定し、そこから演繹的に要件および効果を導くことは適切ではないとする。<sup>(100)</sup>そして、受領遅滞の効果およびその要

件については、債権者が受領を遅滞した場合に問題となりうる個々の効果ごとに細かく考え、関連する各制度の趣旨から判断していくべきことを主張する。すなわち、星野博士は、四一三条の問題とする債権者の責任を、四一五条の債務不履行制度や、五四一条の解除制度、あるいは五三四条以下の危険負担制度といった、関連する各制度の解釈から明らかにしようとする。このため、受領遅滞の場合に生じる具体的な効果、およびその要件も、問題となる制度ごとに考えていく。

受領遅滞に関する星野博士のこのような解釈態度の背景には、民法の解釈に対する星野博士の次のような考え方が存在することを指摘しうる。第一に、民法が一つの論理体系をなすように解釈すべきであるとの考え方である。星野博士は、「法律とは、一般の国民がそれを見て、それに従って行動するものであるから、できれば同じ言葉は同じ意味に解釈した方が」よく、「ある法律、さらに一国の法体系は、一つの体系をなして、なるべく矛盾の内容に解釈されるのが望ましい」とする。第二に、文理解釈や論理解釈では一義的に意味内容を明らかにすることができない規定については、立法者・起草者の意思を尊重すべきとの考え方である。この点、星野博士は、民法の伝統的な解釈態度は、条文の文字を尊重せず、また、立法者・起草者意思も全くといってよいほど考慮することなく、「適当にある『理論』を作ってしまったって、各規定はその表現である、従ってそう解釈せよと論ずる」ものであるとして批判する。したがって、民法四一三条は文言から規律内容を明確にすることが困難であり、また起草者の意思も明確ではないため、四一三条が規律する受領遅滞に関しては、債権者が受領を遅滞した場合に問題となりうる各制度から考えていくべきということになるのである。

(二) 受領遅滞の場合に認められる効果およびその要件

星野博士は、受領遅滞の場合に認められる効果につき、次のように考える。<sup>(73)</sup> まず、民法四九二条に基づき、弁済の提供の効果が認められることは問題ないとし、具体的な効果として、①債務者は債権者から損害賠償を請求されない（民法四一五条）、②債権者から解除されない（最判昭和三五年一〇月二七日民衆一四卷一二号二七三三頁）、③担保を実行されない、④約定利息は発生しなくなる、⑤債権者の同時履行の抗弁がなくなる（民法五三三条）、⑥債務者は供託（民法四九四条）または自助売却（民法四九七条）できるといふ効果が生じるとする。次に、債務者が目的物を保管する際の注意義務を軽減されること、目的物の保管や弁済のための費用が増加した場合にその請求が認められること、そして危険が債権者に移転するという効果について、理由づけは異なるがこれらの効果が認められることに異論はないとして、債権者遅滞の場合にこれらの効果が発生することを認める。最後に、債務者の損害賠償請求権および契約の解除権についても、一般的にこれを認めることが今日の取引の实情に適合するとして、債権者遅滞の場合にこれらの効果の発生を認める。

もっとも、損害賠償請求権および解除権の発生との関係では、特に債権者に受領義務が認められるかが問題となる。この点につき、星野博士は次のように述べて債権者の受領義務を肯定する。<sup>(74)</sup> すなわち、債権者の受領義務の問題は、「債務者が債務の本旨に従った履行の提供（民法四九三条）をしたのに債権者が受け取らず、これによって債務者が損害を蒙ったり、もはや契約を維持するわけにはゆかなくなつた場合に、債務者には提供の効果以外になんらの保護が与えられなくともよいのか」という観点から考えなければならぬ。確かに、双務契約においては、受領を拒む当事者は通常自己の債務の履行も怠っているであろうから、その債務不履行を問題とすれば足りるが、その債権に対する債務の履行期が先に来るような場合や、債権者がその債務の履行をすませているのに受領してくれない場合には、<sup>(75)</sup> 債務者に損害賠償請求権や解除権を認める実益がある。しかも、債権者が債務者の

履行を請求し受領する権利を有すると同時に、債務者が提供した履行を受領する義務があると解することは、なら矛盾するものではないため、債権者に受領の義務を認めることは債権の本質に反することではない。そして、契約類型にもよるが、売買や請負、雇用など、多くの場合には、特に信義則上の義務という必要もない。

星野博士は、受領遅滞の場合に以上の効果が問題となとした上で、これらの効果が発生するための要件につき、一律の要件を設定するのではなく、効果ごとに分けて考えるのが妥当であるとする。まず、星野博士は、客観的要件として、①債務者が履行の提供をしたこと、②債権者が債務の履行を受けることを拒み、またはこれを受けることが不可能であることを要求する。ただし、これらについても、効果に応じて各制度の趣旨から判断すべき必要があるとする。<sup>10)</sup>次に、主観的要件については、まず、提供の効果、および増加費用の請求権の発生という効果が生じるためには、民法四九二条および民法四八五条但書との関係で、債権者の責に帰すべき事由を要しないとし、注意義務の軽減、危険の移転、損害賠償請求権および解除権の発生という効果が生じるためには、民法四〇〇条や五三四条以下の危険負担制度、そして四一五条の債務不履行制度、五四一条の解除制度との関係で、債権者の責に帰すべき事由が必要と解すべきとする。

### 第三款 まとめ

以上の考察を踏まえ、林博士と奥田教授の見解および星野博士の見解について、伝統的な法定責任説と債務不履行説の議論との共通点および対立点を整理し、受領遅滞における債権者の責任についてどのように考えるのかまとめた。

（一）林博士および奥田教授の見解

林博士と奥田教授は、伝統的な法定責任説と債務不履行説が債権者の受領義務の存否について二者択一の議論を展開していた点を批判し、債権者が受領義務を負わない場合と債権者が受領義務を負う場合の双方を受領遅滞の規律に取り込む。

林博士と奥田教授の見解は、債権行使の自由との関係で債権者の受領義務を一般的には認める必要がないとす  
る点で、伝統的な法定責任説と共通している。そして、債権者は受領遅滞の場合に法が特別に定めた責任を負う  
と考える点についても、伝統的な法定責任説を基本的に踏襲しており、当該責任の理解になんらかの修正を求め  
るものではない。

しかし、林博士と奥田教授は、債権関係という枠組みにおいて受領義務を位置づける点については、債務不履行  
行説を確立した我妻博士の理解を踏襲する。その上で、特約や慣習、あるいは信義則に基づき債権者が受領義務  
を負う場合があることを認め、その場合には、債権者は受領義務違反に基づく債務不履行責任を負うとする。

もつとも、受領義務違反の場合に債権者が負う責任として林博士や奥田教授が想定する責任は、我妻博士が想  
定した責任と完全に一致するわけではない。第一に、責任を負う根拠が異なる。すなわち、我妻博士は、債権者  
が給付の実現という共同の目的にむけて協力すべきであるとの評価から導かれる義務に違反したことを責任の根  
拠に据えている。これに対し、林博士は、特約や慣習によって基礎づけられた義務に違反したことを責任の根拠  
に据え、奥田教授は、損害賠償請求権や解除権を認めて債務者を保護すべきとの評価に裏付けされた信義則上の  
義務に違反したことを責任の根拠に据えている。第二に、責任の要件あるいは効果が異なる。我妻博士は①損害  
賠償請求権の発生、②契約の解除権の発生、③不可抗力による履行不能も債権者の責めに帰すべき履行不能とな

る、④債務者は故意または重過失についてだけ責任を負うことを効果として認め、その要件として債権者の過失を要求する。これに対し、林博士は①および②以外の効果については債権者の過失を要求しないとするとともに、現実履行の強制を効果に含める。他方、奥田教授は受領義務違反の効果として①および②のみを想定する。

林教授と奥田教授は、法が特別に定めた責任と受領義務違反に基づく債務不履行責任の両方を受領遅滞の場合において債権者が負う責任として認めるが、両責任の関係をどのように考えるのかは、必ずしも明らかではない。<sup>(9)</sup>ただし、受領遅滞の場合に債権者が負う責任として基本に据えられるのは法が特別に定めた責任であり、受領義務違反を原因とした債務不履行責任はあくまで例外的な場合における責任という位置づけであることは明らかである。

## (二) 星野博士の見解

星野博士は、従来の法定責任説と債務不履行説が、債権者の受領義務の存否によって確定した四一三条の法的性質から演繹的に要件および効果を導いていた点を批判し、債権者が受領を遅滞した場合にどのような効果を認めるべきかを関連する各制度の趣旨から判断していくべきことを主張する。すなわち、星野博士は、受領遅滞の場合における債権者の責任のとらえ方がそもそも従来の議論と異なり、四一三条に基づき認められる責任ではなく、債権者が受領を遅滞した場合の規律を内包する民法上の各制度から導かれる効果の集合体としてとらえることになる。

もっとも、法定責任説を代表する鳩山博士も、四一三条の効果を考えるにあたって、四一三条以外の法典上の根拠があることを重視していた。このため、鳩山博士が主張した四一三条の効果について、星野博士も受領遅滞



の場合に生じる効果に含まれることを認める。しかし、鳩山博士は四一三条の効果を生じさせる要件を一律に考え、四一三条は債権者の受領義務を問題とした制度ではないとの一事をもって、これらの効果の発生要件として債権者の過失は一律に不要であるとしていた。これに対し、星野博士は、問題となる効果ごとに要件を考えるため、注意義務の軽減および危険の移転という効果については、民法四〇〇条や五三四条以下の危険負担制度の趣旨を考慮して、債権者の過失を要件として要求する。

他方、星野博士は、我妻博士と同様、債権者に一般的に受領義務を認め、その義務違反が債務不履行の効果を生じさせると考える。しかし、星野博士と我妻博士では、次の二点が異なっている。第一に、債権者の受領義務を認めるにあたっての基本的な考え方が異なっている。我妻博士は債権関係の分析を基礎として、債権者が給付の実現という共同の目的にむけて協力すべきであるとの評価から債権者の受領義務を導いていた。これに対し、星野博士は、受領遅滞の場合に債務者に損害賠償請求権および契約の解除権を認めて保護すべきであるとの価値判断を基礎として債権者の受領義務を認める。この点、同じ第二期の奥田教授と共通する。第二に、債務不履行の効果の位置づけが異なっている。我妻博士は、債務不履行の効果、すなわち債務者の損害賠償請求権および契約の解除権を、四一三条に基づく債権者の債務不履行責任の一内容を構成するものとして位置づける。これに対し、星野博士は、債務不履行の効果を、あくまで債権者が受領を遅滞した場合に生じる効果の一つにすぎないとする。

（三）第一期に展開された議論の意義

第一期において展開された議論においては、法定責任説と債務不履行説のどちらを採用しても、妥当な結論を

得られない場合が存在するとの問題が存在した。そこで、第二期では、法定責任説あるいは債務不履行では妥当な結論を得られない場面にも、妥当な結論を導くことのできる理論を構築する議論が展開された。

この点、林博士および奥田教授の見解は、四一三条の法的性質の理解について法定責任説の理解を基礎とした上で、損害賠償請求権および解除権によって債務者を保護すべき場合に、債権者に例外的に信義則上の受領義務を認めるという方途により、常に債務者を損害賠償請求権および解除権で保護することができないとの法定責任説の問題点を克服する構成を確立した。そして、二人によって示された見解は、四一三条の法的性質の理解に関する通説であった法定責任説を補うものとして広い支持を集め、今日における通説的立場を獲得するに至っている。

他方、星野博士の見解は、債権者の受領義務を一般的に認める一方で、受領遅滞の場合に問題となる様々な効果ごとに要件を考えることにより、債権者の過失を要件として要求する効果と要求しない効果の双方を認めるものであり、債権者に過失がない場合には債務者を一切保護しえないとの債務不履行説の問題点を克服する見解であった。この点、確かに、星野博士の見解は、受領遅滞の場合における債権者の責任の内容を四一三条の解釈からではなく、他の関連する諸制度の趣旨から導く考え方であり、債権者の受領義務を一般的に認めるとしても、従来の債務不履行説とは債権者の責任の考え方が根本的に異なるものであった。しかし、受領遅滞の要件を一律に解する必要はなく、効果ごとにその要件を考えていけばよいとする考え方自体は、星野博士の理論構成を離れてもなお通用するものとして、従来型の債務不履行説にも影響を与えることとなった。

もっとも、第二期において展開された議論は、結論の妥当性を追求することに主眼を置き、受領遅滞の規律について統一的な要件・効果論を放棄するものであった。すなわち、林博士と奥田教授の見解は、受領遅滞の場

合に債権者の過失を問題とすることなく四一三条の効果で債務者を保護すると同時に、債務者を損害賠償請求権および契約の解除権によって保護しうる場合を確保するために、法が特別に定めた責任に加えて受領義務違反の原因とする債務不履行責任を認めたのであるが、両者の関係が明確ではなかったため、要件・効果は曖昧なものとならざるを得なかった。他方、星野博士の見解は、四一三条の解釈によって受領遅滞の要件と効果を明らかにすることを断念して、民法における関連する諸制度が規律する効果をかき集めることにより受領遅滞における債権者の責任を構成するものであり、確かに、関連する各制度の趣旨に沿った妥当な結論を導く効果および要件を実現したが、統一的な要件・効果論は放棄することとなった。

このため、近年、結論の妥当性を確保した上で、受領遅滞の場合を規律する統一的な法規範の構築を試みる議論が展開されるに至っている。そこで、次節では、第三期の議論として、近年展開されている統一的な法規範の構築を試みる議論について考察していく。

注

(50) 民集二五卷九号一四七二頁。

事案は次のようなものであった。硫黄の採掘権を有していた原告会社Xは、昭和三二年四月二六日、被告Yとの間で、Xの採掘した硫黄鉱石の全量をYに売り渡す契約を締結した。なお鉱石の代金は事前にYがXに貸し与えた金銭と相殺することになっていた。Xはこれに基づき硫黄鉱石を送付していたが、昭和三三年六月下旬、Yは鉱石出荷の中止を求め、以後鉱石の受取を拒絶した。XはYの求めに応じて設備に巨額の資本を投下し、さらに訴外Aと採掘・運搬の請負契約を結んでいたこともあり、鉱石の採掘を続けた。契約期間は当初年内であったが、三三年末まで延長され、期間の満了とともに契約は終了した。そこでXが

採掘鉱石二四〇〇トンの代金と契約終了当事における時価との差額を損害として賠償請求したのが本件である。

第一審はXの訴えを棄却したものの、原審はXの訴えを一部認容した。原審は一般的には買主に引取義務はないとした上で、「一般に継続的給付の形式をとった売買において、売主の提供する全量が取引対象となっている場合には買主に引取義務あるものと解するのを相当とするし、まして本件のように買主側の要求に応じて売主側が履行の準備に相当の努力を費やした場合には信義則上も引取義務を肯定すべきものである」とした。

このような事案について、最高裁は「Yが右契約期間を通じて採掘する鉱石の全量が売買されるべきものと定められており、XはYに対し右鉱石を継続的に供給すべきものであるから、信義則に照らして考察するときは、Xは、右約旨に基づいて、その採掘した鉱石全部を順次Yに出荷すべく、Yはこれを引取り、かつ、その代金を支払うべき法律関係が存在していたものと解するのが相当である。」としてYに鉱石の引取義務を認め、Yの債務不履行責任を認めた。

- (51) 林博士は、「債権関係は、初期にはきわめて狭い範囲、債権者債務者間の給付義務にかぎって取り上げてきたのに対し、その内容を豊富にし、債権者・債務者間の関係で未だ取上げられなかった問題（事実上の問題として放置された）を取り上げ、取り上げられた問題でも、さらにそれを深化させ」てきたと指摘する（林良平Ⅱ石田喜久夫Ⅱ高木多喜男『債権総論』〔青林書院新社、一九七八年〕七〇頁）。

- (52) 林良平「受領遅滞」谷口知平Ⅱ加藤一論編『新版・判例演習民法三債権総論』（有斐閣、一九八二年）二二〇頁

- (53) 林・前掲注(51)七一頁。

- (54) ただし、林博士は「今日の段階では、一般法としては義務化は尚早」と表現する（林・前掲注(51)七一頁）。

- (55) もっとも、林博士は、法定責任説が問題とする債権者の責任を、弁済の提供により債務者の責任が軽減されることの反面として債権者に生じる不利益ととらえる（林・前掲注(51)七〇頁）。

契約の履行過程における債権者の責任（二）（小林）

- (56) 林・前掲注(51)七一頁。
- (57) この部分の趣旨は必ずしも明確とはいえないが、奥富教授は「履行遅滞のとき、債権者はもはや受け取らなくてよいというのであれば、受領遅滞のとき、債務者は契約の解除ができるとというのがパラレルな処理であろうが、履行遅滞のとき、債権者はなお受け取らなければならないというのであれば、受領遅滞のとき、債務者は、契約の解除はできないというのがパラレルな処理であろう」という趣旨であると推測している（奥富前掲注(10)六一頁注102）。
- (58) 林・前掲注(52)二二〇頁。
- (59) 林・前掲注(51)七一頁。
- (60) 林・前掲注(52)二二〇頁以下。
- (61) 林・前掲注(52)二二二頁
- (62) 当事者間に明示もしくは黙示の合意があった場合には、伝統的な法定責任説においても債権者が受領義務を負うことは認められていたのであるから、債権者の受領義務が認められる範囲の拡張を説く林博士は、明示もしくは黙示の合意があった場合よりも広い範囲で債権者の受領義務を認める考えを有していたと考えられる。
- (63) 奥田昌道編『注釈民法（10）』（有斐閣、一九八七年）二六二頁。
- (64) 奥田昌道『債権総論（増補版）』（悠々社、一九九二年）二二六頁。
- (65) 奥田・前掲注(64)二二六頁以下。
- (66) 奥田・前掲注(63)二六二頁。
- (67) 奥田・前掲注(63)二六三頁。
- (68) 奥田・前掲注(63)二四六頁。

(69) 幾代通『民法研究ノート』（有斐閣、一九八六年）（初出：幾代通「債権者遅滞（受領遅滞）」をめぐって」法教五三号一六頁以下）一五三頁以下も同様の趣旨を主張する。

(70) 星野博士を債務不履行説の立場に立つ論者として挙げる体系書や教科書等も多いが、星野博士の見解を債務不履行説に含めることには問題があるように思われる。なぜなら、星野博士は、確かに債権者の受領義務を一般的に認めているが、受領遅滞の場合に認められる諸効果を受領義務違反の原因として生じる効果とみなしているわけではないと考えられるからである（同様の理解がすでに奥富・前掲注⑦一三三頁において示されている）。もつとも、受領遅滞の効果に同一の要件を要求する必要はないという星野博士と同様の見解を主張する幾代博士は、民法四一三条の理解について債務不履行説が妥当であると明確に述べる（幾代・前掲注⑥九一六一頁）。

(71) 星野栄一『民法概論Ⅲ（債権総論）』（良書普及会、一九七八年）一三三頁以下。

(72) 星野栄一『民法概論Ⅰ（序論・総則）』（良書普及会、一九七二年）四八頁以下

(73) 星野・前掲注⑦一三五頁以下。

(74) 星野・前掲注⑦一三四頁。

(75) 星野博士は買主が目的物を引取ってから二週間後に代金を支払う場合を例として挙げる。

(76) 星野博士は、不動産の買主が代金を払い、引渡も受けたのに、登記だけ売主のもとに残したままではいる場合を例として挙げる。

(77) もつとも、星野博士は個別の考察は行っていない。

(78) 奥田教授は、債権者が信義則上の義務に違反した場合には債務者に損害賠償請求権および解除権が認められると述べるにとどまるため、債権者が受領義務を負う場合も負わない場合も債権者は法定の責任を負い、債権者が信義則上の受領義務を負う場合には、債権者は法定の責任に加えて、さらに受領義務違反に基づく債務不履行責任を負うと解しているように思われる。しかし、林博士

は、①特約や慣習によって債権者に受領が義務づけられる場合には債務不履行構成となると述べていること、および、②契約解除、損害賠償請求、現実履行の強制以外の受領遅滞の効果には要件として債権者の過失は不要であると述べている点から、債権者が受領義務を負わない場合には、債権者は法定の責任を負い、債権者が受領義務を負う場合には、債権者は債務不履行責任を負うと解している」と推論することもできるように思われる。

他方、林博士や奥田教授と同一の方向性について、ドイツ法の考察を基礎として詳細な検討を行ったものとして、田中教雄「債権者の受領遅滞について」九大法学五八号（一九八九年）一頁以下がある。田中教授も、債権者の受領義務を一般的に認める必要はないとした上で、①債務者の解放の利益を保護する必要があること、および②債務者が引取りそれ自体につき保護に値する利益を有している場合に、債権者に引取義務を認めるべきであるとする。もつとも、田中教授も法が特別に定めた責任と引取義務違反に基づく債務不履行責任との関係については言及していない。